

監修にあたって

元広島高等裁判所長官・弁護士 西岡 清一郎

執行官は地方裁判所に置かれた単独制の司法機関であり、民事執行手続において、自らが執行機関として、または執行裁判所の補助機関としての業務などを担当している。執行官がこれらの業務を適正かつ迅速に行うためには、高度な法律知識と実際の執行現場での適切な対応が必要不可欠である。

本書は、執行官としての法律知識が豊富で、しかも長年執行官としての経験を積んだ著者が、不動産の明渡執行、動産執行、子の引渡執行などの実際の執行現場で培われた経験を元に、現実の紛争解決に役立つ原理や原則を中心に著述することを試みたものである。法律実務の観点はもちろんのこと、現場の生きた感覚が伝わるよう配慮されている。

たとえば、本書の第7章で、著者は、子の引渡し現場での経験から、子は親の愛情を受け入れることができる環境にあることが重要で、子は等しく両親の愛情を受け、それに包まれる権利があるとの考えを述べている。そのうえで、子の引渡実施事件の特徴、事前の情報収集の具体例、申立てから実施までの手続と実施に向けた想定についてふれ、実際の実施場所における手續と引渡実施における実務上の問題点を紹介し、子の取り合いにならないための予防策についてまで言及している。

本書で述べられている著者の執行官としての経験に基づく論述は、監修者の裁判官としての経験に照らしても、「なるほど、そうなのか」と肯かされ、また、「自分もそう思う」と共感を覚える大変示唆に富む部分が多くあった。従来の書物等ではあまり紹介されていない執行官としての経験に基づく本音の率直な意見・考え方の紹介であり、実際の執行実務におけるエッセンスがぎっしり詰まった労作である。本書は、不動産の明渡（引渡）・動産執行・子の引渡実施手続を実際に担当する方々、民事執行実務を担当する実務家の方々にとって、さらには民事執行法の研究者の方々にとっても、民事執行実務の実際を知り理解するうえで、得難い一冊であると思う。

令和6年8月吉日

はしがき

本書は、不動産の引渡（明渡）・動産執行（以下、両者をあわせて「明渡等執行」という）などについて、執行現場における管理会社担当者および債務者への説明、弁護士等からの相談、弁護士会での講演、司法修習生・新任執行官への研修講義などを基にして著したものである。主に執行官の立場から、大阪地裁本庁における執行現場での取扱いを基本に、紛争解決を念頭において、執行官が担当する執行手続の基礎と基本原理について解説した。机上の理論だけではなく現場で培われた事実を基に、実務上紛争解決に役立つ原理や原則を中心に著述し、紛争解決に直接結びつかないと思われる考え方やアレな仮定事例には触れていない。紹介した事例等も実際に起こったものを「手続の利用者のための紛争解決」をキーワードとして紹介した。とりわけ引渡実施手続（子の引渡し）や当事者対応の技法においてそれが色濃く出ていると思われる。

本書の読者は裁判官、弁護士、裁判所書記官、司法書士、民事執行手続を利用または関与する方、執行官を志望する方などを想定している。法律初心者にも理解しやすいよう、必要な法律の条文はできる限り本文中に示して、本書だけで読み進められるように記しているので、気軽にお読みいただければと思う。特に、当事者対応の技法では、どのようにしてその想いを言葉に託すことができるかの参考にしていただきたい。

平成11年、民事訴訟法の改正を機に始まった司法制度改革の一環として民事執行制度の強化が掲げられ、平成15年以降担保法改正、明渡催告、動産競売、引渡実施など執行官の担当する執行事件について重要な改正が行われた。しかし文献の豊富な不動産執行、債権執行、保全執行と異なり、引渡執行や動産執行については執行現場でどのように手續が進行するのかについての情報提供が十分でなかったように思われる。特に執行官が担当する事件については利用者の立場から解説した文献が少なく、申立てや現場の問題に対処しづらいとの声をしばしば耳にした。ことに執行事件受付窓口や執行現場でも当

事者や管理会社の担当者から従来の書物で触れられていない疑問が多く寄せられた。そこで本書では、各章の冒頭のアウトラインで手続の流れを概観した後、執行手続ではどういう準備をすればよいか、どのように手續が進行するのか、その取扱いの意味は何かなど基本から考え、手續のイメージが伝えられるように工夫した。現場での執行方法だけでなく、基本原則や現場で必要とされる価値観を説明することで、将来起こりうる問題にも基本原理から応用して考えることができ、現場での対応が容易になるよう心がけたつもりである。基本的な事項や実務上大切な事項については掘り下げた記述を行っているが、『執行官提要』など市販の他著に詳しく解説している箇所は同書等に譲るか、記述を割愛している部分があるのであらかじめご了解いただきたい。

また地域の特徴（管轄区域の面積、執行官数、執行業者の有無）によっては本書と取扱いが異なることがあると思われる。しかし実務における原理原則は地域が異なっても普遍的なものであるから、基本原理から考察すれば各地域の問題ひいては未知の問題にも対処できると思われる。

さらに上記の講義や説明の合間に触れた事項を「One Point Lesson」、「Column」で手続の周辺の知識や、備えておくべき情報や価値観に触れている。執行手続等で悩みや問題が生じた際、息抜きとともにそれぞれの現場で活用していただけ幸いである。

本書ができ上がるにあたり、西岡清一郎氏には監修の労をおとりいただいた。裁判所書記官・執行官時代から裁判官として浅学非才の身である私へのご指導およびフォローを続けていただき、感謝の思いでいっぱいである。

カイロス総合法律事務所では快適な執筆環境を提供していただいたうえ、同事務所の日向稜弁護士には実務家の観点から貴重なアドバイスをいただいた。あわせて御礼を申し上げる。さらに民事法研究会の松下寿美子氏には本書の校正等多大なご苦労をおかけした。心から感謝を表したい。

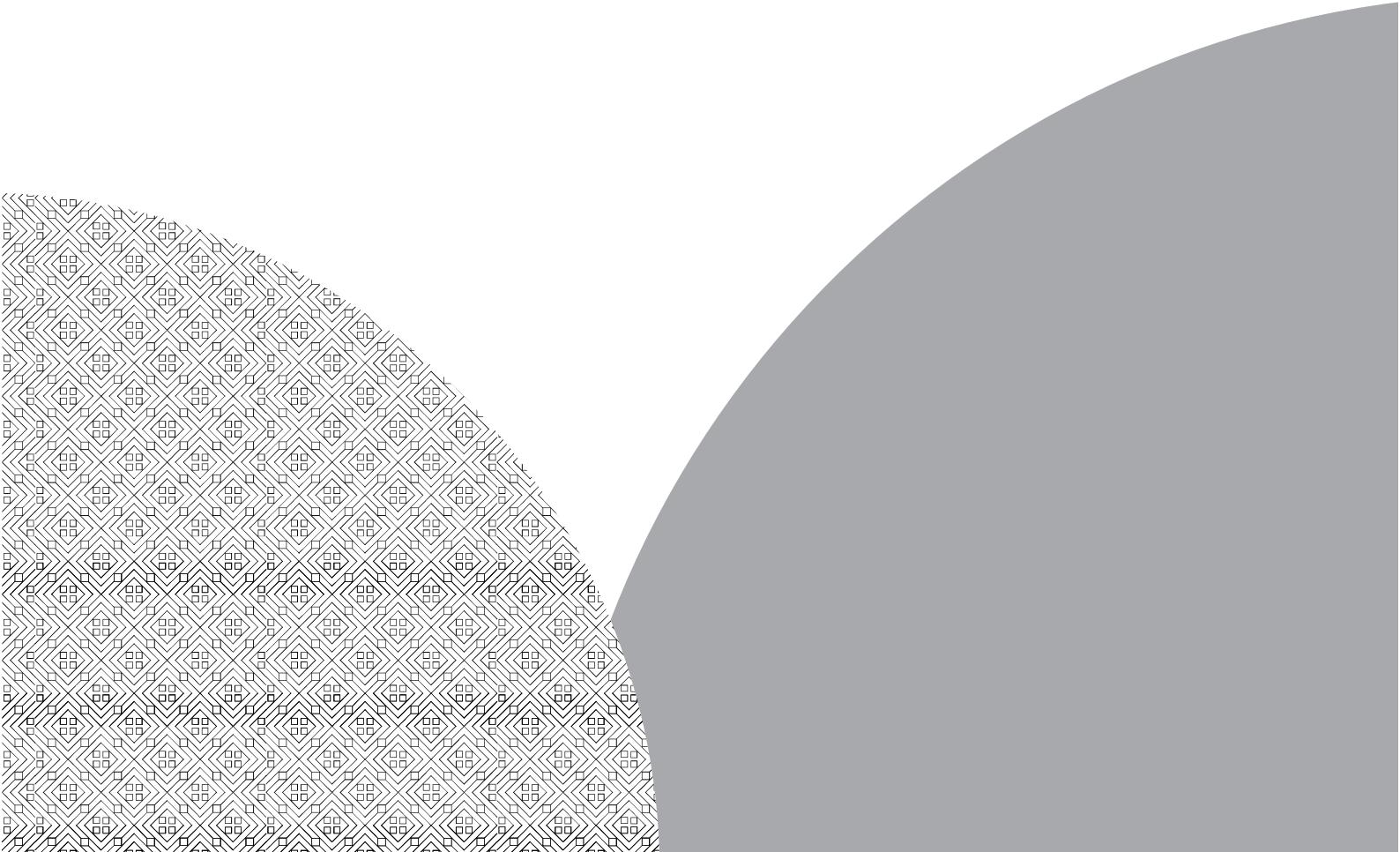
本書が執行手続を利用する方の一助になれば幸いである。

令和6年8月

櫻井俊之

第1章

民事執行とは



1 民事訴訟および民事執行の目的

民事訴訟の目的は紛争解決¹であり、民事執行の目的は紛争解決の実現である。紛争解決とは債権者の立場からは権利の獲得であり、債務者の立場からは義務の履行である。義務の履行を言い換えると約束の履行といえる。それは私的自治の原則の実現といってよい。私的自治の原則とは、個人の権利および義務は個人の自由な意思のみによって形成されるとする建前である。現代では当たり前ではないかと思われるかもしれないが、一部を除き国家からの干渉なく契約ができるようになったのは18世紀になってからである。人が自由に自分の意思に従って行動できるということは、実に近代市民革命を経て勝ち取られた歴史的に意味のある権利なのである（14頁「One Point Lesson」参照）。

約束（または法律）に基づく権利は、その内容が金銭債権であれば債務者からの金銭の回収を目的とし、引渡請求権であれば債務者から債権者への占有移転を目的とする。これらの権利は給付請求権と呼ばれ、相手方の履行を求めることができるものである。この債務者の履行行為を「給付」という。個人の自由な意思で約束（契約）をするとその約束は守らなければならぬ。それが近代市民法が到達した私的自治の原則の内容であり、債務者が任意に履行しない場合に、国家機関が強制的に履行をさせることができる制度が強制執行と呼ばれるものである。

所有権確認であれば、対象となる権利である所有権は「物に対する直接的排他的支配権」である物権であるから、相手方の履行行為に關係なく権利の帰趨が確定する。そこに執行による強制履行という考え方は存在しない。また離婚であれば、婚姻関係という法律関係から、婚姻関係が終了するという関係に変動することを宣言するため、これも相手方の行為を要しないで法律関係が確定する。このような訴訟を形成訴訟といい、執行によらずに権利関

1 民事訴訟の目的論 民事訴訟の目的は紛争解決とするのが通説とされるが、権利保護、私法秩序維持、制度の効率的運用および手続保障もあわせて目的とする多元説もある（新堂9頁）。

係が変動することにより、権利が実現するものである。

そこで、強制執行における給付、その内容となる権利の確定という意味、執行するためにはどういう書類が必要か、その書類の記載内容としてどういう事柄が必要なのかを順を追って述べていきたいと思う。

2 観念（権利）の現実化

給付訴訟において確定した権利は、経済的利益を獲得しない限りは観念的なものにとどまる。所有権を見たことのある者はいない（はずである）。権利それ自体は形のないものであり、特に請求権は債務者の履行行為（給付）により観念である権利が現実化する。このことから「本案は観念であり、執行²は現実である」ともいわれる。中野貞一郎教授はその著書で「訴訟は、争っている当事者の間でどっちに権利があると判断されるかという『観念』の世界であるのに対して、強制執行はもっている財産とか権利があちらからこちらに動くという、社会生活の中の『現実』の世界なのです」と述べている。³言い換れば強制執行とは観念である権利を現実化することである。

そこで、債務者が給付を行わない場合、観念である権利（債務者にとっては義務）を債務者の財産に対して強制的に給付（履行）をさせる必要が出てくる。観念である権利を確定する手続が本案⁴と呼ばれる民事訴訟手続で、強制的に給付を行わせる手續が民事執行手続である。

しかし金銭の支払いや、不動産の明渡しなどの給付の内容が不明確であれば、判決等で認められた権利は画餅になり、紛争解決は実現されない可能性がある。目に見えないもの（権利）は目に見える形（財産）にしなければ権利が実現せず、紛争が終局的に解決したとはいえない。

さらに観念である権利と現実（債務者が現実に履行すべき行為の範囲）が一

2 中野貞一郎（青木哲補訂）『民事執行・保全入門〔補訂第2版〕』（有斐閣、2022）4頁。

3 平野哲郎教授は、民事保全を紛争の暫定的解決、民事訴訟を紛争の観念的解決、民事執行を紛争の現実的解決と述べている（実践4頁）。

4 本案　訴訟物たる権利関係の存否について実質的に判断した判決を本案判決という。このことから実質審理を行う訴訟手続のことを「本案」と呼ぶことが多い。

致しなければ、相手方は納得せず、新たな紛争を惹起する可能性がある。権利と義務は表裏の関係であるから一致する必要があり、一致するからこそ債務者は強制履行に納得する。そこで、観念と現実の擦り合わせ作業が必要となる。それが後述する物件の特定の話につながる（91頁(2)）。

3 適正手続

(1) 公正と迅速（民訴2条）

民事訴訟法2条は「裁判所は、民事訴訟が公正かつ迅速に行われるよう努め、当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を追行しなければならない。」と定める。「公正」とは偏りがなく正しく扱うことであり、公平適正を意味すると考えられ、手続の進行においては公平のみならず適正も必要だと解される。判例（最二小決平成23・4・13民集65巻3号1290号）では「民事訴訟における手続的正義の要求」が求められるとされ、手続的正義という意味での適正手続が要請されるといえよう。民事執行手続においても民事訴訟法が準用（法20条）され、同様に手続の適正が求められよう。

適正かどうかの基準は、執行官が債権者と債務者の利益を衡量（規100条）し、現場や債権者と債務者の意見を参考にして個別に判断する。執行官は、手続後の当事者の生活に思いを馳せることが多く、あらたなトラブルが発生しないよう心配りをしているはずであるが、事案に即した適正な判断ができるよう常に心がけておく必要がある。

(2) 立会人

執行場所は、トラブルが多い。怒鳴り合いやもみ合いになることもよくある。そういうときに債務者から「プライバシーの侵害」であるとか、「住居に勝手に入られた」（執行官は相手方の承諾なく不動産内に立ち入ることが認められている（法57条2・3項・123条2項・168条4項））などと言われることもある。そのため執行場所が「住居」の場合、住居の平穏を保護して職務執行の適正を保障するため、債務者等に出会わないときは証人として相当と認められる者の立会いを必要としている（法7条）。立会人は当事者および包括

承継人（相続人）以外の第三者で、当事者と利害関係がないことが求められるが、執行現場はトラブルが多く、そのストレスに耐えられることも必要である。加えて守秘義務は遵守しなければならない。

立会人が必要な場所は「住居」であり、店舗、事務所、工場などは住居としての性質（居住スペースが併設されているなど）を有しない限り立会人は不要である。ちなみに立会人が執行場所に立ち会うときは立会人に対する日当等が必要である（手数料規則38条）。

(3) 休日夜間執行許可

夜間とは、午後7時から午前7時までをいう（法8条）。住居においては休日や平日の午後7時から午前7時までは、就寝中であるなど、住居の平穀を害する程度が高く、プライバシーを保護する必要性の強い時間帯である。そこで「住居」において休日または夜間に執行する場合には裁判所の許可を要するとしている（基本法コンメ25頁）。

注意すべきは休日夜間執行許可の対象は、立会人と同様「住居」であることである。したがって深夜営業の店舗や事務所などは住居としての性質を有しない限り、休日夜間執行許可は不要である。

4 紛争解決と紛争処理

(1) 紛争解決機関としての裁判所

解決とは「問題やもつれた事件などを、うまく処理すること」である。処理とは「物事をさばいて始末をつけること」であり、始末とは「事の次第。事情。特によくない結果」である（広辞苑より）。

処理の対象が「物事」であることから、事務処理、事件処理、紛争処理などの用語は人口に膾炙かいしゃくされ日常用語例となっている。ただ私たちの日常生活で処理の対象となっているものは何かを考えると、放射能、産業廃棄物など人にとって有害なものが思い浮かぶことが多いであろう。このように処理という言葉単独では何となくマイナスイメージが漂う感じが否めない。また処理の対象が物事であることから型にはめたほうが迅速な判断が可能になり、

事件管理が容易になる。そのためには紛争を定型化し、スケジュールをパターン化することになる。

しかし紛争の主体は人であり、紛争が解決されることは人ととの関係をうまく調整することである。人の存在を抜きにして紛争はあり得ない。自分たちの抱えている問題を処理してほしいか、解決してほしいかと問われると、処理してほしいと思う人は少数であろう。では処理と解決の違いは何であろうか。それは手続終了後を視野に入れるか否かであろうと思われる。

原則として法律を適用して解決できることは過去の清算であり、生活支援や家賃補助など将来のことは地方自治体が支援しないと解決できない問題である。当事者の問題と真摯に向き合うことは紛争解決の第一歩であると思われ、このことは裁判外や手続終了後でも変わらない。自治体が当事者に関与する姿勢があれば、債権者の方でも積極的に働きかける姿勢が求められる。

(2) 公平の観点と手続相談

(ア) 相手方の利益も視野に入る

民事訴訟法2条は「民事訴訟が公正かつ迅速に行われるよう努め」と規定している。公正とは特定の人だけの利益を守るのではなく、誰に対しても「公平」に扱うことである（新明解より）。公平とは偏らず依怙贋廻のないこと（広辞苑より）であり、債権者の利益と債務者の利益を等しく扱うことである。動産執行（動産の差押え）においても民事執行規則100条は、「執行官は、差し押さるべき動産の選択にあたっては、債権者の利益を害しない限り、債務者の利益を考慮しなければならない」と定めている。このように執行手続においても当事者の公平は看過できない要素である。

明渡執行においても、債務者から債権者への占有移転の過程で、執行の目的でない債務者の動産（目的外動産）については、目的外動産を取り除いたうえ、債務者に引き渡さなければならない（法168条5項前段）としている。債権者が自分の物にしたり、勝手に処分したりしてはいけないのである。このことも債権者と債務者の利益を衡量した取扱いといえよう。

(イ) 執行手続における手続相談

執行手続では当事者の言い分を述べる機会（裁判における弁論）、すなわち権利の確定手続（本案）は終了しているため、本案以後の裁判所の関与は考えられない（終わった事件を蒸し返したりしない）。そこでその後の執行手続は当事者の申立てのみにより進行（処分権主義）し、申立ての審査は書面審査等、形式審査が原則とされ、実質的な債務名義の当否の判断は行わない。

しかし、慣れない当事者や代理人にとって執行手続は敷居が高く感じられることが多い。そのような利用者の便宜のため執行申立て段階では、申立書の記載およびそれに関連する事項の手続教示は必要とされるであろう。大阪地裁本庁では、債務名義に表示された物件の特定等の相談については当事者の攻撃防御方法⁵の対象を明確にすることができるから、公平の観点から問題ないと考えている。債権者（原告）だけでなく債務者（被告）の反論すべき対象（防御方法という）が明確になるからである。物件の特定等については積極的に相談に応じており、事件継続中の裁判部から執行官室宛に物件特定の有無について問合せもある。紛争解決のためには裁判部と執行官室の情報共有は欠かせないと思われる。巻末に大阪地裁の執行官室の連絡先を掲載しているので、気軽にご利用いただければ幸いである。

(3) 手続関与の機会の確保と執行手続

(ア) 手続関与の機会の確保

手続保障が与えられることにより判決は効力を生じることとされている。⁶ここにいう手続保障とは手続関与の機会が確保されることである。テニスの試合を例に考えてみよう。いつ、どのコートで、誰と試合が行われるかについて事前に知らされていないと試合に参加できず、不戦敗とされてしまう。誰もそんな試合の勝敗には納得できないであろう。フェアな試合は事前に試合の情報が提供されて初めて成り立つものである。

⁵ 民事訴訟法156条で規定される、訴訟で提出される主張や立証（証拠資料）の総称。原告側の主張・立証を攻撃方法、被告側のそれを防御方法という。

⁶ 正當化根拠説（新堂687頁）。

訴訟も同じである。いつ、誰が、誰にどういう裁判を起こしたか、裁判がどこで行われるかについて事前に情報提供を受けていないと、反論の機会を失い、当事者は納得しないし、裁判によって権利を確定するという当事者の利益が損なわれることになる。

後述する送達は、裁判書類の了知を通じて訴訟手続に関与するための重要な手続である。しかし法律上送達の効力が生じたとしても、現実に書類の内容を了知する機会がなければ、手続関与の機会はなかったといえるから、判決確定後に送達書類の了知可能性がなかったと判明した場合には、再審申立てが可能となるとしているのである（56頁¹⁰）。

民事執行は、昭和54年の民事執行法の制定前は民事訴訟法の強制執行編に規定があり、民事訴訟手続の統編として捉えられていた。そのため、民事執行手続においても、民事訴訟法の考え方方が引き継がれることになった（法20条）。民事執行は民事訴訟法の基本的な原理・価値観は共有していると考えられることから、民事訴訟と同様に、債権者・債務者が執行手続に関与する機会が確保されなければならないと考えられる。

(イ) 手続関与の機会の確保

執行手続においても手続利用者に対する手続関与の機会の確保は図られている。民事執行の申立てがあったときは速やかに期日を定め、申立て人が通知を要しないと申し出た場合を除き、申立て人に通知する（規11条1項）。債務者に予告しないのは、予告して臨場すると執行妨害の可能性があるからである。ただし執行官は執行実施時に調書を作成する（規13条）が、その調書を債務者に送ることで差押えの通知を行う（規103条1項）。不動産引渡し執行においても同様である（規153条・154条）。

このように手続関与の機会の確保という価値観は、裁判手続を支える基盤となるものである。新堂幸司教授も「民事訴訟理論は手続の利用者のためにある」という視点から、手続の利用者の利益を考えることの大切さを説かれている⁷。現場で問題が生じたときは「手続関与の機会の確保」に戻って考

7 新堂幸司『民事訴訟制度の役割（民事訴訟法研究第一巻）』42頁。

えてほしい。

(4) 執行官とは

執行官は、2024年4月現在全国の各地方裁判所に245名置かれている。各職場で男女の比率が注目されているが、執行官の場合は執行現場におけるリスクのためか男性執行官で占められ、2024年4月現在、女性執行官は1名である。近時テレビ朝日のドラマ「シッコウ !!～犬と私と執行官～」が放映され、少しでも執行官が世間的に知られる存在となったことは執行官OBとして嬉しいことである（13頁「Column」参照）。

(ア) 執行官の身分

動産執行、引渡執行、保全執行の手続を主宰する執行官は各地方裁判所に設置された国家公務員である（裁判所法62条）。ただし一般公務員と異なり、税金からの俸給ではなく、執行官に支払われる手数料（執行官の手数料及び費用に関する規則）を受け、納税は源泉徴収でなく確定申告で行う。そのため当事者等から「われわれの税金で養われているくせに」という批判は受けないですむ。

勤務時間帯は決められているが、超過勤務手当は支給されない。また一般公務員のように共済組合員ではないので、国民健康保険に加入しなければならず、退職金もない。したがって一般公務員より独立性が高く、執務内容についても現場でさまざまなことが起こるためその対処に柔軟性が求められる。

本書では、そのような執行官の執務からみた執行手続を中心に解説していきたい。

(イ) 執行官の職務

執行官が行う主な事務は裁判所法62条3項、執行官法1条1号2号に規定がある（詳しくは提要12頁～16頁）が、主なものは次のとおりである。

- ① 動産執行（法122条～142条）
- ② 引渡（明渡）執行（法168条）
- ③ 引渡実施（子の引渡し）（法174条～176条）

- ④ 保全執行（民保43条）
- ⑤ 送達（民訴99条1項）
- ⑥ 現況調査（法57条）
- ⑦ 担保不動産収益執行における管理人の事務（法180条2項参照）
- ⑧ 競売における売却の実施（法64条3項・65条）

(ウ) 本書の射程

上記職務のうち、本書では①～⑤についての主要な部分を射程とした。その中で④の保全手続については文献も豊富なことから、執行手続上重要な基本事項のみを記述している。⑤の送達は執行手続ではないが、手続関与の機会を確保するための重要な手続であり、執行手続において執行開始要件とされている（法29条）ことから、その基本事項についても知っていただきたいと思い、概略を説明することとした。

(エ) 執行官の役割

執行官は裁判所職員（裁判所法62条）ではあるが、執務場所はオフィスだけではなく、執行場所（現場）に赴くという特徴がある。オフィスと現場の違いは、事実が目の前に存在するか否かということである。執行現場には当事者の陳述をはじめ、裁判所や代理人の評価を経ていない生の事実が横たわっている。その事実に直接触れて、調書に記録するのが執行官である。

訴訟事件の処理が終わったと思っている本案裁判所が作成した債務名義を基に現場に臨場しても、債務名義に記載された権利の実現だけでは実質的な紛争解決が図れないのではないかと執行場所で悩む執行官は少なからず存在すると思われる。

たとえば、景気の変動や諸事情により、約束を果たせなかつた債務者が、財産を差押えまたは引き渡されることにより、執行後どのような生活を送るのだろうかと思い悩むことがある。炎天下の外より暑い部屋で生活している高齢夫婦の動産執行、末期がん患者に対する明渡執行、子どもたちが心から信頼している病弱の同居親に対する引渡実施のときなど、債務者のケアという視点を抜きにして手続の進行ひいては紛争解決は図れない。

逆に、オートロックやセキュリティ機能付きエレベーターのため立入りが困難な高層マンションの居室の動産執行では、手続進行が困難なことが多く、解錠もできないことから執行不能とされることが多く、債権者の立場を慮ると忸怩たる思いを禁じ得ない。

執行とは紛争解決のゴールであるから執行手続で債務名義をめぐる権利関係のトラブルは終了するべきである。その思いで今日も執行官は執行場所に臨場する。手続利用者は実質的な紛争解決のために奮闘努力する執行官に、適切な情報を提供してほしいと願っている。

執行とは何であるのかという悩みは執行官だけでなく、裁判手続関係者共通の思いであってほしい。

(オ) 独立した機関である執行官

執行官は裁判所職員であるから、地方裁判所から指名された裁判官（執行官監督官）の監督下におかれる（執行官規4条）が、現場においては執行官がそれぞれの判断に基づいて、執行事件の解決にあたる。手続はそれぞれの個別事件の事案に対応して進行されるため、執行事件の受付から完了まで執行官が個別に判断し、紛争の現実的解決を実現するのである。

執行事件は当事者の性格や物件の状況によって異なり、同じ案件は存在しない。後述する目的外動産の保管の基準にしても、残置状況は現場ごとに異なり、執行官ごとに判断は個々に分かれる。ゆえに「前は○○のようにしてもらった」とか、「他の執行官は△△という判断をした」という言葉は意味がないことになる。同じケースがない以上前例もないのである。したがって現場における執行官の判断には従わざるを得ないことが多いと思われる。

しかし、前例がなくとも類似のケースは認められるであろうから、ケースごとの最大公約数的な事実を帰納して、共通原理を導き出すことは不可能ではない。本書ではそういう共通原理を条文に基づいて説明し、具体的な事実にあてはめ、結論を導いて説明している。執行官はそれぞれの基本原理を活用して現場での判断を行い、紛争の現実的解決ができるよう努力していることを理解していただけすると幸いである。

(カ) 執行補助者

最後に、ドラマにも登場した執行補助者（74頁(エ)）について述べておこう。放映された番組では、犬の苦手な執行官の補助者という役どころであったことから、犬が原因で不動産に立ち入ることのできない場合を前提としており、ドラマの補助者は、施錠されている鍵を解錠する場合の解錠技術者と同様の役割を果たしているといえる。裁判所によっては、一日執行官と行動を共にする執行補助者もいる。

執行官は武闘派でも万能の知恵者でもないから、執行手続の進行のためには、チームとして執行場所に臨むことも必要な場合がある。補助者は執行官が自由に使用できるが、収去の現場などで執行官がその場にいないときは、補助者の証明書を発行することもある。なお、後述する目的外動産を搬出・保管・売却する業者も補助者ではあるが、大阪地裁では「業務補助者」として執行補助者とは区別している。

ちなみに筆者が犬のために立入りができなかったのは、目的不動産の敷地内（約100坪）でドーベルマンを3匹飼育し、近づくと威嚇するように吠えて飛びかかろうとしてきた事案が1件のみである。なお現況調査の事案であるが、後足立ちをすると2メートルを超えるセントバーナード犬が2頭飼育されている目的不動産で、同犬が評価人にじゃれついたときに勢い余って頭突きをしてしまい、評価人が口を切り、背広が犬の涎と庭の泥に塗れたことがある。犬対応の補助者も必要かもしれない。

監修者紹介

西岡 清一郎（にしおか せいいちろう）

1973年3月 慶應義塾大学法学部卒

1975年4月 裁判官任官（東京地方裁判所判事補）

以後、最高裁判所事務総局家庭局、函館地方家庭裁判所、東京家庭裁判所、家庭裁判所調査官研修所、大阪地方裁判所で勤務

1998年4月 東京地方裁判所部総括判事

2007年12月 宇都宮地方裁判所長

2010年1月 東京高等裁判所部総括判事

2011年2月 東京家庭裁判所長

2013年3月 広島高等裁判所長官（2014年9月退官）

2015年2月 弁護士登録（第二東京弁護士会・あさひ法律事務所所属）

2015年4月 慶應義塾大学大学院法務研究科客員教授（2020年3月退任）

2015年6月 最高裁判所医事関係訴訟委員会委員（2021年3月退任）

著者紹介

櫻井俊之(さくらい としゆき)

1983年 関西大学法学部卒業

1985年～2010年 裁判所書記官として、民事受付・民事立会・支払督促・破産・執行を担当

2010年4月～2023年3月 大阪地方裁判所執行官

現在、弁護士法人口イロス総合法律事務所実務顧問、公益社団法人家庭問題情報センター大阪ファミリー相談室特別会員

[主な論文・著作]

「新民事執行実務」日本執行官連盟編

No.16 「口述動産執行講義——大阪地方裁判所の事例を中心として」

No.19 「引渡実施覚え書——子の引渡しに思うこと」

「市民と法」(民事法研究会発行)

「紛争解決セミナー」全8回 (No.113～No.116、No.119～No.122)

[講演等]

司法書士向けセミナー「破産実務（同時廃止）」、「認定司法書士研修」(支払督促)、子の引渡し等、その他研修、講演多数。

執行現場から学ぶ！
明渡・子の引渡等執行の実務

2024年11月2日 第1刷発行

監修 西岡 清一郎

著者 櫻井 俊之

発行 株式会社 民事法研究会

印刷 藤原印刷株式会社

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-7-16

〔営業〕 TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258

〔編集〕 TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278

<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえします。

カバーデザイン：関野美香

ISBN978-4-86556-633-8